

公益認定等委員会 だより

リニューアル
第5号(その12)
平成24年
4月4日発行



学校贈呈式 (School Aid Japan)

(事務局から)
本年も4月1日付で多くの特例民法法人が移行登記を行い、公益法人または一般法人として新たなスタートを切りました。移行後も引き続き、積極的に公益活動を進めていただきますようお願いいたします。

<目次>

- P2 新年度を迎えて
- P3 平成23年度末時点における国・各都道府県の処分状況(累計)
- P4 公益法人活動紹介
 - ・⑦(公財)School Aid Japan～
 - ・⑧(公財)京都市男女共同参画推進協会～
- P7 公益法人になられた皆様へ
- P8 電子申請システムに新しい機能ができました
- P10 申請サポートに関する情報

内閣府への申請状況 (平成24年3月30日現在)

	申請件数	審査中	答申	取下げ
移行認定	1,672	138	1,439	95
移行認可	1,215	118	1,053	44
新規認定	136	28	89	19

移行認定: 特例民法法人から公益法人への移行
移行認可: 特例民法法人から一般法人への移行
新規認定: 新たに設立した一般法人から公益法人への移行

新年度を迎えて

平成20年12月に新公益法人制度がスタートしてから、3年4ヶ月が経過し、移行期間も残り約1年半となりました。新制度施行以来、本年3月末までに、公益認定等委員会では、申請のあった特例民法法人約2,700法人について審査を進め、うち約2,500法人について審査を終えました。これは、内閣府に申請を予定している法人のうち約6割が実際に申請され、新制度の法人に移行されたこととなります。特に、本年4月1日には、約1,300法人が新制度の法人として新たにスタートされています。

また、これまで、新規に設立された一般法人117法人から公益認定申請があり、88法人について審査を終え、新制度の公益法人として活動されています。

公益認定等委員会としては、今般の公益法人制度改革が、主務官庁制という旧弊を廃し、所管府省や所管都道府県の意向や裁量ではなく、民間人による第三者機関により事業の公益性が判断されることが生命線であることを肝に銘じ、引き続き、法人目線で温かい審査を心掛け、国民の皆様の期待にこたえていくことを改めて強く決意しています。

これまでの審査の中で強く感じたことは、公益法人への移行を目指す法人の真剣な姿です。申請書1つを見ても、自らの公益目的事業について熱意溢れる説明をされ、事業内容もそれぞれ工夫されているものが非常に多く大変感銘を受けました。また、一般法人を目指す法人であっても、継続事業だけでなく、新たに公益目的事業を追加するなど、積極的な活動を目指される法人もあり、大変嬉しく思っています。このような熱意を持った多くの法人が、新制度に移行し、それぞれの専門分野で活躍しています。東日本大震災が発災した際には、国所管の公益法人だけでも2,000を超える法人が様々な分野で被災者支援・復興支援活動を展開するなど、昨年度はまさに「公益活動元年」と呼ぶに相応しい年だったと感じています。

このような活動は、新しい社会の在り方として、定着を図っていくべきだと考えます。各法人には、自らが社会のニーズを把握し、自発的に取り組んでいただくとともに、新制度で求められる適正な情報開示により事業活動の透明性を図り、国民に対する説明責任を果たしていただきたいと思います。また、公益法人については寄附税制の優遇措置がなされており、既に寄附金収入は国及び都道府県所管法人をあわせて約914億円（23年11月9日現在）となっております。今後も広く国民の支持・支援を得てより充実した活動を進めていただくことで、「民」が「民」を支える寄附文化が醸成された社会となることを期待しています。

国民の皆様におかれましては、公益法人からの情報によりその志と活動をしっかり確認するとともに、その中から自らが共感できる活動を発見し、寄附やボランティア活動にご参加いただきたいと思います。また、新制度によって、登記のみで一般法人を設立し、事業の50%以上が公益目的となっているなど一定の要件を満たせば公益法人として活動することが可能となりましたので、自ら公益活動を行いたい方におかれましては、是非、新制度を活用いただきたいと思います。国民の皆様のそうした活動が、公益法人をより良い方向にはぐくみ育てるものと考えています。

最後に、今後申請される法人におかれましては、移行期間は残り約1年半となっていますので、法人内部で申請方針についてしっかり確認いただくとともに、引き続き移行希望日を踏まえた対応を行いますので、内閣府の申請サポートもご活用いただき、準備でき次第、できる限り早期に申請していただきますようお願いいたします。新公益法人制度により、各法人が、これまで以上に自らの発意に基づく自由な活動が可能となっていますので、是非早めに移行していただき、更なる活躍をされることを期待しております。

平成24年4月1日

公益認定等委員会委員長 池田 守男

平成23年度末における各都道府県の処分状況(累計)

	移行認定		移行認可		公益認定	
	平成23年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成22年度末
内閣府	1,437	557	1,053	246	88	50
都道府県	3,301	940	2,066	293	59	35

	移行認定	移行認可	公益認定
北海道	125	245	1
青森県	55	61	0
岩手県	28	15	0
宮城県	46	10	0
秋田県	30	22	0
山形県	62	60	2
福島県	15	8	0
茨城県	27	17	1
栃木県	71	52	0
群馬県	31	27	0
埼玉県	111	25	1
千葉県	102	54	2
東京都	307	148	5
神奈川県	154	52	5
新潟県	96	57	2
富山県	53	6	1
石川県	65	22	2
福井県	53	24	2
山梨県	62	33	0
長野県	66	93	1
岐阜県	65	66	2
静岡県	64	89	0
愛知県	97	54	2
三重県	53	24	1

	移行認定	移行認可	公益認定
滋賀県	96	46	1
京都府	145	51	4
大阪府	122	112	1
兵庫県	183	157	2
奈良県	32	6	0
和歌山県	34	13	1
鳥取県	19	12	0
島根県	44	26	1
岡山県	60	33	0
広島県	91	59	2
山口県	22	20	0
徳島県	30	5	1
香川県	47	21	3
愛媛県	47	24	0
高知県	48	14	0
福岡県	121	35	6
佐賀県	24	13	2
長崎県	33	25	0
熊本県	48	38	0
大分県	55	25	0
宮崎県	41	20	1
鹿児島県	82	23	2
沖縄県	39	24	2
合計	3301	2066	59

～公益財団法人School Aid Japan～ (内閣府認定)



カンボジアの今とSAJの活動

スクールエイドジャパンについて

当法人は2001年3月に神奈川県でNPO法人 スクールエイドジャパンとして発足しました。2009年4月に内閣府から公益財団法人としての認定を受け、公益財団法人 School Aid Japan (以下SAJ)として、NPO法人スクールエイドジャパンの全事業(学校建設事業、孤児院事業、就学支援事業、食糧支援事業、就労支援事業)を引き継ぎました。



カンボジアでの給食

海外での教育の場の提供

教育支援事業では、カンボジア、ネパールを合わせて156校(2012年3月現在)の校舎を建設しました。現在、カンボジア国内では小中学校の教室が足りている州が多くなり、撤退していく教育支援団体もあります。SAJは2001年の支援開始以来、カンボジアの農村地帯に校舎を建設してきました。その強みを生かして、教室が不足している州が無いか再調査をしています。その結果、特殊な事情を持つ州を除いても、6州ではまだ校舎が足りないことが分かりました。それらの州では、中学校として開校し3年が過ぎても校舎がない学校もあります。プレイベン州の中学校では、崩れかかったレンガの建物にヤシの葉の屋根を葺いた教室で授業をしていました。スバイリエン州では、小学校のトタン張りの小さな物置を借りて授業をしていました。気温は38度を超え、トタン張りの教室は蒸し風呂のように暑く、とても授業に集中できる環境ではありませんでした。SAJでは更に詳しく調査し、学校建設を続けて行きます。



お米支援の様子

現場での取組

また、村民のニーズによって、WFPから食材をいただいていた朝給食ですが、驚くべき問題が出ています。配膳されたご飯を一口食べただけで捨てる子がいるのです。これまでには考えられない光景です。怒りがこみ上げてきました。裏切られた気持ちです。調べてみると、地主の子どもです。村人の3割が地主(村の田畑を所有しています)で、そのうち2割が豊かな生活をしている地主、1割が何とか生活できる地主です。村人の7割は貧しい生活をして、朝給食が一日の唯一の食事の子どももいるのです。先生はじめ村人への教育を徹底しなければなりません。

孤児院や土地のない人々の雇用とカンボジア農場の改善のために始めたSAJ Farmの運営も問題を解決しつつ前進しています。



SAJ孤児院附属農園でのトウモロコシの収穫の様子

東日本大震災復興支援活動について

東日本大震災復興支援では、内閣府の迅速な対応によりSAJが募集する寄附金が「指定寄附金の確認」(※)を受けることが出来、寄附も多く集まりました。物資支援では週1便200万円相当の物資を33回宮城県に送り、瓦礫撤去ボランティアは77回岩手県にボランティアを派遣することが出来ました。これは岩手県でボランティアした人の1%に当たります。復興街づくりイベントには17,000人の参加があり「心のつながり」が街おこしを支えることを確信しました。SAJは、今後も地道な調査を重ねつつ活動を上げてゆきます。

(※)詳しくは委員会だより(その11)参照



被災地での復興活動

公益法人の活動紹介⑧

～公益財団法人京都市男女共同参画 推進協会～ (京都府認定)

京都市男女共同参画推進協会とは

当財団では、男女共同参画社会の実現を目指して、事業を展開しています。また、京都市男女共同参画センターウィングス京都の指定管理者として京都市から運営を委託されています。事業の主な内容は、男女共同参画社会に関する情報及び資料の収集・提供、調査研究、普及促進のための広報・啓発及び学習支援、相談、市民の活動の支援及び相互交流の促進、施設の管理運営です。

男女共同参画推進のために

男女共同参画をあらゆる角度から理解してもらうために、「はじめての男女共同参画講座」「育児休業パワーアップ講座」「男性のための生活マネジメント講座 男の昼ごはん」など、様々な立場の方が参加しやすい講座をたくさん開講しています。60歳で初めて包丁を持った男性も、最初は戸惑っていてもだんだんと楽しんで料理に取り組み、すすんで家族のために腕を振るっておられます。

さらに、健康講座として、ヨガ・ピラティスなどの運動講座と、エレガントコーラス・心やわらぐ愛唱歌などの歌講座も実施しています。どの講座も保育付きで実施しており、育児中の母親からも「自分の時間を持てリフレッシュできた。」と大変好評です。



ヨガ講座

図書情報室では、男女共同参画社会に役立つ図書、ビデオ、DVD、雑誌、コミックを幅広く取りそろえています(蔵書7万冊)。また、書籍に関する展示も数多く行っています。最近では、「大人のための絵本ブックフェア」を開催し、男女それぞれの個性豊かな登場人物が性別にかかわらない気持ちの良い活躍をする作品を紹介しています。



ブックフェア

市民活動の場の提供

貸会場は、280名のイベントホール、12名から117名までの会議室、音楽室、スポーツルーム、調理室、和室等を貸し出しています。印刷コピー室ではミニコミ誌やイベントのチラシを作成するための機材があり、市民のグループ活動を支援しています。また、子育て中の方にも、講座や施設を利用していただけのように、子どもの部屋を無料で提供しています。



子どもの部屋の様子

男女共同参画のための相談の場

相談室では女性相談と男性相談を行っています。職場での人間関係や夫・恋人からの暴力、法律上のトラブル、様々な不安や悩みに相談員や弁護士が相談に乗り、解決策を探っていきます。また、男女共同参画の施策に関する市民の皆様の苦情を受け付けています。

当財団は、男女共同参画の息づく都市・京都の実現に向け、より一層邁進してまいります。詳しくはHP <http://wings-kyoto.jp/> をご覧ください。



ウイングス京都の外観

内閣府では、リニューアルした「公益認定等委員会だより」で活動を紹介したい公益法人を公募しています。下記応募手続き等を確認の上、是非ご応募ください！！

(応募手続き)

公益法人information (https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/) の内閣府からの重要なお知らせにある応募フォーム (<https://form.cao.go.jp/koeki/opinion-0004.html>) から、法人名、連絡先担当者名、活動概要を記載の上ご応募ください。

(留意事項)

- ・特例民法法人、一般法人は対象ではありません。
- ・掲載記事については、原則対象法人に作成いただき、公益認定等委員会事務局と調整の上、確定することとなります。なお、作成いただく記事の分量は1ページ程度となります。
- ・ご紹介する法人は毎月2法人程度を予定しており、ご希望に沿えないことがあります。
- ・大臣、公益認定等委員会の委員や事務局職員が法人活動の現場訪問をさせていただく可能性があります。

(本件問合せ先)

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

TEL : 03-5403-9528、9533、9524 e-mail : koueki-info@cao.go.jp

公益法人になられた皆様へ

① 寄附税制関係

公益団体・財団法人に対して行われた寄附は以下の優遇税制の対象となります。
税額控除についてのみ、申請が必要となりますので、積極的な活用をお願いします。

①個人からの寄附金

寄附者の所得税から以下の2種類の控除を受けることができます。

(1) 所得控除

(寄附金額－2千円※)が課税所得から控除されます。(※所得金額の40%相当額が限度)

(2) 税額控除(行政庁へ申請を行い、PST要件等を満たしていることの証明を受けることが必要)

(寄附金額－2千円)×40%が所得税額から控除されます。(所得控除との選択制)

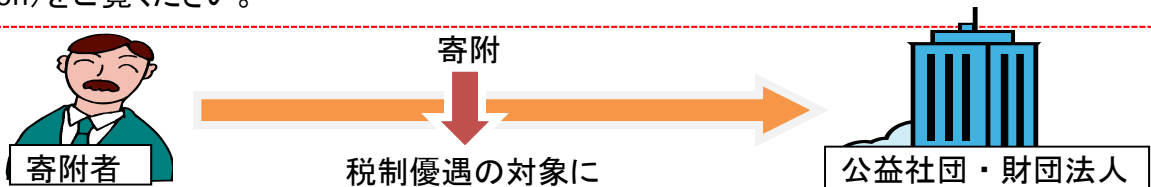
(注1) 寄附金額が総所得額の40%に相当する金額を超える場合は、40%に相当する額

(注2) 控除額は所得税額の25%が限度

税額控除制度は、上記の所得控除に比べて、少額の寄附者にとって控除額が大きい制度です。

※PST要件: ①実績判定期間(2又は5事業年度)の寄附者が年平均100人以上
又は、②実績判定期間の受入寄附金総額÷経常収入総額＝20%以上

☆PST要件など申請手続きの詳細は「公益認定等委員会だより(その8)」又はホームページ(公益法人information)をご覧ください。



②法人(民間企業等)からの寄附(平成24年4月1日より税率が改正)

寄附金額の一部(下記のA+Bの額を限度として)を損金算入することができます。

A: (所得基準額＋資本基準額)×1/2＋下記のBと同額

※所得基準額＝所得金額×5/100

※資本基準額＝資本金等の額×当期月数/12×2.5/1,000

※他の特定公益増進法人及び認定NPO法人向けの寄附金とあわせてこの限度額まで損金算入できます。



B: (所得基準額＋資本基準額)×1/2×1/2

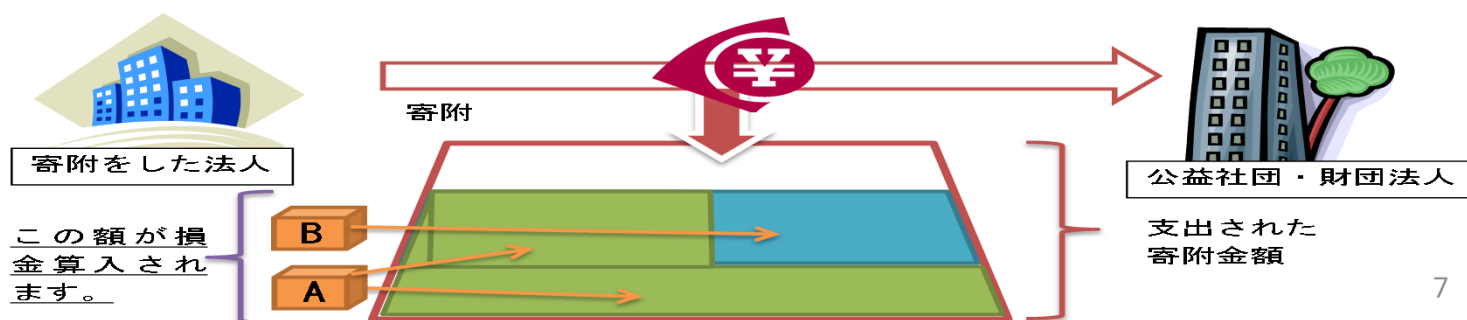
※所得基準額＝所得金額×2.5/100

※資本基準額＝資本金等の額×当期月数/12×2.5/1,000

※Aの限度額により損金算入されなかった部分について、他の寄附金(※1)とあわせてこの限度額まで損金算入できます。

※1 次の寄附金以外の寄附金を指します。

国・地方向け寄附金、指定寄附金、特定公益増進法人及び認定NPO法人向け寄附金



② 定期提出書類の作成・提出・備え置きについて

公益社団・財団法人は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するために活動することが求められることから、その事業運営において透明性が確保されていなければなりません。このような観点から、公益社団・財団法人は、事業計画、事業報告等に関する書類の作成・提出・備え置きが求められています。

1. 事業計画書等

毎事業年度開始の日の前日までに、以下の書類(事業計画書等)を作成し、行政庁に提出するとともに、当該事業年度の末日までの間、事業計画書等を主たる事務所に、その写しを従たる事務所に備え置く必要があります。

- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

☆公益社団・財団法人となった最初の事業年度に係る事業計画書等については、行政庁への提出は不要です。

2. 事業報告等

毎事業年度経過後3箇月以内(4月1日に年度開始の場合は、6月末まで)に、以下の書類(財産目録等)を作成し、他の必要書類とともに行政庁に提出するとともに、財産目録等を主たる事務所に5年間、その写しを従たる事務所に3年間備え置く必要があります。

- ・財産目録
- ・役員等名簿
- ・役員等の報酬等の支給の基準を記載した書類
- ・キャッシュ・フロー計算書(会計監査人の設置が義務づけられている法人のみ)
- ・運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

☆公益法人となった最初の事業年度においては、財産目録、役員等名簿及び役員等の報酬等の支給の基準を記載した書類について、公益認定を受けた後(特例民法法人からの移行の場合は、移行の登記をした日以後)遅滞なく作成し、上記と同様に事務所に備え置く必要があります。

* 詳細については、『定期提出書類の手引き 公益法人編』をご参照ください。
(「公益法人information」トップページ「認定・認可された法人の皆様へ」)

電子申請システムに新しい機能ができました。

公益認定等総合情報システム(電子申請システム)では、法人が各種の申請や届出を行うにあたり、少しでも使い勝手のよいものを目指して、機能の見直しや追加を行っています。

平成23年度は、①申請書類を印刷して確認するとき、一括印刷により印刷の手間を少なくすること、②法人情報として「代表メールアドレス」、「事務担当メールアドレス」、「受付確認メールアドレス」とあるメールアドレスを、単に「メールアドレス」として一つにまとめ入力の手間を少なくすることなど10項目の改良を行いました。ここでは、上記2点について、その概要を説明します。

①一括簡易印刷機能

移行のための申請書類(移行認定、移行認可、公益認定)では、最大50種類以上の異なる書類を作成します。書類を作成するということは、印刷して内容を確認する必要があり、これまでは「一時保存」のデータの確認画面で、一つずつ選択して表示させて印刷するというのを繰り返していました。

No.	申請書類名	ファイル名	提出方法
1	移行認可申請書	オンライン入力	オンライン送付
2	移行認可申請書別紙	オンライン入力	オンライン送付
3	別紙1: 法人の基本情報	オンライン入力	オンライン送付
4	別紙2: 公益目的財産額	オンライン入力	オンライン送付
5	別表A(1) 公益目的財産額の算定(時価評価資産の帳簿価額との差額)	オンライン入力	オンライン送付
6	別表A(2) 公益目的財産額の算定(時価評価資産以外の資産の明細)	オンライン入力	オンライン送付
7	別表A(3) 公益目的財産額の算定(引当金の明細)	オンライン入力	オンライン送付
8	別表A(4) 公益目的財産額の算定(公益目的財産額の算定)	オンライン入力	オンライン送付
9	別表B時価評価資産等の時価の算定根拠	オンライン入力	オンライン送付

一つずつ選択していた。

一時保存のデータ確認画面(改修前)

最大50種類以上の様式のうち、オンライン入力様式については15種類以上あり、これだけでも一括にすることで、印刷の手間は15分の1に軽減されると考えました。（他の様式は、excel、word、PDFのため、これらを一括の対象にすることは、経費面で不可能でした。）
 使用方法はとても簡単！「一括簡易印刷」ボタンを押すだけです。

一括簡易印刷

「一括」の対象は、「オンライン入力」様式で入力した書類です。
 ダウンロード様式や定款などの添付ファイルは対象になりません。
[機能説明](#)

電子申請のご利用ありがとうございます。

[申請書類名]			
No.	申請書類名	ファイル名	提出方法
1	移行認可申請書	オンライン入力済1	オンライン送付
2	移行認可申請書別紙	オンライン入力済1	オンライン送付
3	別紙1:法人の基本情報	オンライン入力済1	オンライン送付
4	別紙2:公益目的財産額	オンライン入力済1	オンライン送付
5	別表A(1)公益目的財産額の算定(時価評価資産の帳簿価額との差額)	オンライン入力済1	オンライン送付
6	別表A(2)公益目的財産額の算定(時価評価資産以外の資産の明細)	オンライン入力済1	オンライン送付
7	別表A(3)公益目的財産額の算定(引当金の明細)	オンライン入力済1	オンライン送付

一時保存のデータ確認画面(改修後)

このボタンを押すと、「オンライン入力様式」だけを一括にして、別窓(ブラウザ)で表示しますので、あとは、ブラウザのメニューでこれまでと同じように「印刷」を選ぶだけ。
 「簡易印刷」ですので一部に制限がありますが、印刷の手間から大きく解放されるものと自画自賛しております。(制限の詳細や使い方は、「機能説明」でご確認ください。)
 なお、この機能は、移行のための申請書類だけでなく、認定や認可後の事業報告や事業計画、額の確定など、すべての申請書類に対応しております。

②メールアドレスの一本化

電子申請開始申込みの時点で、法人情報として、3種類に区分してそれぞれに登録していただいております。その内容を確認したところ、多くの法人で同じアドレスが登録してあるなど、事務局が意図していたことは異なって登録されていることがわかりましたので、この際、機能は損なわないようにして、入力の手間を簡便にすることを目的に、一本化を図りました。

国・都道府県公式 公益法人行政総合情報サイト
 公益法人 Information

電子申請開始のための登録 → 登録に必要な情報の記入をお願いします。

事務担当者の内線
 事務担当者のFAX番号
 代表電子メールアドレス
 事務担当者のメールアドレス
 受付確認用メールアドレス
 ログインID
 パスワード

例:03-3333-3333 (FAXを含めた半角数字10桁以内)
 例:mailadres@picta.go.jp (半角英数50桁)
 代表メールアドレスとは、貴法人と事務局に連絡を取ることができるメールアドレスをします。
 (フリーメールアドレスはご遠慮下さい。)
 例:mailadres@picta.go.jp (半角英数50桁)
 代表メールアドレス以外に、行政庁との連絡を担当する者のアドレスを登録することができます。
 (フリーメールアドレスはご遠慮下さい。)
 例:shikuma@picta.go.jp (半角英数1000桁)
 登録可能です。改行又は半角カンマ(,)で区切って入力してください。
 ※ログインID及びパスワードの不正使用を防止するため、貴法人から申請、届出や登録された
 法人情報の変更を行った際などに、その旨を登録されたメールアドレスに連絡させていただきます。
 可能な限り、併用登録されることをお勧めいたします。
 (フリーメールアドレスはご遠慮下さい。)
 例:eyosei_id (半角英数、特殊文字(0,1,2,3,4,5,6,7,8,9,-)8文字以上 32文字以下)
 ※既に使われているログインIDは登録できません。

電子申請開始申込み画面(改修前)

国・都道府県公式 公益法人行政総合情報サイト
 公益法人 Information

電子申請開始のための登録 → 登録に必要な情報の記入をお願いします。

事務担当者の内線
 事務担当者のFAX番号
 メールアドレス
 ログインID
 パスワード
 パスワード(再入力)

例:03-3333-3333 (FAXを含めた半角数字10桁以内)
 例:mailadres@picta.go.jp (半角英数2000桁)
 ※半角カナ(アルファベット)で区切って入力してください。
 ※申請・届出などの受付確認、その他の修正のお知らせなどに使用しますので、
 普段よく使われるアドレスを登録することをお勧めします。
 例:eyosei_id (半角英数、特殊文字(0,1,2,3,4,5,6,7,8,9,-)8文字以上 32文字以下)
 ※既に使われているログインIDは登録できません。
 例:12345678 (半角英数、特殊文字(0,1,2,3,4,5,6,7,8,9,-)8文字以上 16文字以下)
 確認用の入力です。同じパスワードを入力してください。

電子申請開始申込み画面(改修後)

なお、このことにより、法人の皆様には作業していただくことはありません。また特別な影響もありません。
 その他の機能拡充については、電子申請トップページの「電子申請に関するお知らせ」をご覧ください。

申請サポートに関する情報

内閣府では、以下のような各種の法人サポートを用意しています。

申請を検討されている法人におかれましては、これらもご活用いただき、早期の申請をお願いいたします。（いずれも無料でご利用いただけます。）

詳しい内容や予約方法等については、「公益法人information」をご覧ください。

なお、法人サポートの活用に当たっては、「公益認定等委員会だより（その7）」において詳しくご紹介しておりますので、そちらをご参照ください。

① 基礎的研修会の開催（要事前申込）

月に1～2回程度、これから移行認定・移行認可等の申請検討に着手する法人を対象に、当事務局職員が資料を用いて移行申請のポイント（事業・財務面、機関設計面）を解説する基礎的研修会を開催しています。（1回1時間半程度）

申込み方法等については、随時「公益法人information」でお知らせしておりますのでご覧ください。

（電話）03-5403-9558 又は9548 （FAX）03-5403-0231 （メール）hiromi.obata@cao.go.jp

② 業態別説明会への講師派遣（要事前申込）

法人等が開催する研修会等に当事務局職員を講師として積極的に派遣しています。業態別によくある課題に焦点を絞るなど、より個別事情に合わせた説明が可能です。

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。（謝金は不要です。）

（電話）03-5403-9558 又は9548 （FAX）03-5403-0231

③ 窓口相談（要事前申込）

内閣府へ申請予定の法人を対象に、1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約については、毎月月末から上旬にかけて、「公益法人information」で募集を行っています。なお、5月の窓口相談については、4月6日（金）まで募集しておりますので、相談を希望される法人におかれましては是非お申込みください。（応募多数の場合は抽選とさせていただきます。）

（相談内容） ・移行認定、移行認可、公益認定等の各種申請に関するもの
・定款の変更の案の内容等に関するもの

④ 電話相談

専門相談員による予約不要の電話相談を実施しています。

（相談専用ダイヤル）03-5403-9669

（時間）平日10時～16時45分

⑤ 民間の専門家を活用した相談会（要事前申込）

月に1～2回程度、内閣府が委嘱する民間の専門家（弁護士、公認会計士等）を相談員とした相談会を開催しています（1法人につき1時間程度）。

現在、平成24年度の相談会開催日程を検討中です。今年度は、地方での開催のさらなる充実を予定しています。

申込み方法等については、決まり次第、随時「公益法人information」でお知らせしますのでご覧ください。（応募多数の場合はご参加いただけない場合があります。）